第百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「、第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百条の六第一項第一号中「第九十九条の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。）」の下に「、第九十九条の三第三号」を加える。

第百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七条又は」を「、第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七条」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十四　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第百三条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第三条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の三　指定紛争解決機関（第百二十一条の六―第百二十一条の九）」を「第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業（第百二十一条の五の二―第百二十一条の五の九）」に改める。

第十一条の十第一項中「この項」の下に「及び第百二十一条の五の二第二項第二号」を加える。

第百二十一条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第百二十一条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第百三十一条第二号」を「第百三十一条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第百二十一条の九第一項中「第百三十一条第二号」を「第百三十一条第三号」に改める。

第七章の三を第七章の四とし、第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業

（登録）

第百二十一条の五の二　特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　組合（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この章において同じ。）に貯金の口座を開設している貯金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二　組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（組合との契約締結義務等）

第百二十一条の五の三　特定信用事業電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特定信用事業電子決済等代行業の業務（当該組合に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三　その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3　組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（組合による基準の作成等）

第百二十一条の五の四　組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3　組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（農林中央金庫と契約を締結する場合の特例）

第百二十一条の五の五　特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約（農林中央金庫の会員である組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。）を締結した場合には、第百二十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。